

社会福祉法人ナオミの会 評議員及び役員等報酬規程

(根 拠)

第1条 本規程は、社会福祉法人ナオミの会の評議員及び役員等報酬規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人ナオミの会定款（以下「定款」という。）定款第8条及び同第10条第2号、同第21条の規定により評議員及び役員等の報酬基準及び報酬額を定めたものである。

(目的)

第2条 この規程は、社会福祉法人ナオミの会の評議員及び役員等の報酬基準及び報酬額等を明確にし、適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本規程でいう常勤とは4週間を平均して週2日以上を所定勤務とすることをいう。
2 非常勤とは4週間を平均して週2日以上を所定勤務としない勤務をいう。
3 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに委員会委員をいう。
4 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
2 評議員が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。
3 別表3に掲げる理事長及び別表6に掲げる常任理事を除く理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
4 理事が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。

(評議員及び理事の勤務報酬等)

第5条 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。
2 評議員が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により半期ごとに報酬を支払うことができる。
3 別表3に掲げる理事長及び別表6に掲げる常任理事を除く理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。
4 理事が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により半期ごとに報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。
- 3 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の所轄庁の検査等への立会及び運営状況等の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、半日業務に従事した場合には報酬額は半額とする。
- 4 監事が随時において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により半期ごとに報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員(以下「選任委員」という。)及び第三者委員が評議員選任・解任委員会(以下選任委員会)という。)又は第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員である監事及び事務局員についても支給することができるものとする。

- 2 選任委員又は第三者委員が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。

(出張旅費)

第8条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(常勤役員の勤務報酬)

第9条 常勤として法人等の業務にあたる常勤役員に対しては、別表5を積算根拠とした年額報酬を支払うことができる。

- 2 当該報酬以外に、評議員会及び理事会及び監事監査等に係る手当及び報酬の支出は、これを行わないものとする。

(兼務役員等の諸手続き)

第10条 法人職員兼務役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務等に限り、この規程を適用できる。

- 2 法人の運営のための業務に関する事項は、定款及び定款細則によることができる。
- 3 法人の職員兼務役員等としての報酬は、別表6によるものとする。

(兼務役員等の職務証跡)

第 11 条 施設の職員を兼務する役員は、職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、評議員選任・解任委員関係は 2016 年度最初に開催される日から施行し、その他は 2017 年 4 月 1 日から 2017 年定時評議員会まで理事会決議事項として施行する。(2016 年 11 月 19 日理事会決定)

2 2017 年定時評議員会終了後は評議員会決議事項として施行する。
(2017 年 6 月 17 日定時評議員会決定)

別表1 評議員・役員会出席報酬（日額：第4条、7条関係）

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員出席報酬（外部委員、監事、事務局員）	12,000円＋源泉額
評議員会出席報酬	12,000円＋源泉額
理事会出席報酬（理事長及び別表6該当常任理事を除く）	10,000円＋源泉額
苦情対応第三者委員出席報酬	10,000円＋源泉額

別表2 評議員・役員業務報酬（日額：第5条関係）

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員、評議員、理事業務報酬（理事長及び別表6該当常任理事を除く）	10,000円＋源泉額
監事監査指導報酬	15,000円＋源泉額
苦情対応第三者委員業務報酬	10,000円＋源泉額

別表3 通年報酬（月額：第5条、6条関係）

名 称	報 酬	備 考
理事長	月額50,000円＋源泉額	半期（11月、3月）に支払う。 退任した時は退任時に支払う。
常任理事（職員兼務を除く）	月額 7,000円＋源泉額	半期（11月、3月）に支払う。 退任した時は退任時に支払う。
監事	月額 8,000円＋源泉額	半期（11月、3月）に支払う。 退任した時は退任時に支払う。

別表4 出張報酬（日額：第8条関係）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	15,000円	15,000円＋源泉額	実 費

別表5（第9条第1項関係）

区 分	積算根拠	報 酬	備 考
常勤役員	法人が事業を行っている区域における行政職（部・課長の年間平均給与の70%）	当面定めない	理事長 （定款第10条2号）

別表6（第10条第3項関係）

区 分	報 酬	備 考
法人運營業務	月額 2,000 円	常任理事
法人運營業務	月額 30,000 円	事務局長

（備考）

交通費実費支給は今後行わないものとして規定しています。これは、交通費実費を個々に把握することが事務煩瑣であること及び当該経費は確定申告における必要経費として計上が可能であることを理由としています。

役員等報酬額に対する意見

○理事長及び常任理事（施設長兼務を除く）の報酬については、今回の法人運営システムの大改革に伴う報酬変更はなく、従前のままである。

○ナオミの会の法人組織は従前の報酬規程を定めた時点（２００９年）から、その後、りんご分園、ぶどうの木分園、ほうやちょう保育園を新規運営しており、決算額で見ると当時は５億円であったが２０１５年度では１０億円余と２倍と拡大しています。

○この結果、ナオミの会の組織運営は必然的に全体の統合、バランス等課題は多くなり、ナオミの会の健全な運営維持及び発展に対し、理事長及び常任理事は多大な時間と責任が生じていると思います。

○以上のことを鑑み、報酬額として最低限、下記以上とするのが妥当と考えます。

理事長年額報酬 ７０,０００円/月 以上（報酬総額８４０,０００円以上）
常任理事（施設長兼務常任理事を除く）年額報酬 １０,０００円/月 以上
（報酬総額２００,０００円以上）

* この最低額による機関１名当たり

報酬額総額は１,６４４,０００円（原案）⇒１,９２０,０００円（提案）
となり、総額は２００万円以下に抑えた結果となります。

監事 小幡 学